

# 脳・心臓ドック受診助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

## 第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）が会員事業者（以下「事業者」という。）の従業員、役員、受入出向者（下線以下「従業員等」という。）に対する健康起因事故防止対策に係る検査（脳ドック（VSRAD 検査含む）・心臓ドック）の受診を促進するため、事業者が負担した当該検査費用に対する助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を実施することを目的とする。

(助成対象)

## 第2条

助成対象は、愛知県内の営業所に従事する従業員等が受診した費用を負担した会員事業者とする。

2 申請の上限は、愛知県内の用の本拠を置く事業用貨物自動車（被牽引を除く）の保有車両数分とする。

(助成対象期間)

## 第3条

助成対象期間は、令和6年4月1日から令和7年1月31日までとする。

2 対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(助成対象検査)

## 第3条

助成対象検査は、次のとおりとする。

(1) 脳ドック（VSRAD 検査含む）

各検査医療機関において脳ドック（VSRAD 検査（50才以上を対象）含む）として実施されているものに限る。

(2) 心臓ドック

各検査医療機関において心臓ドックとして実施されているものに限る。

(助成金額)

#### 第5条

1名当たりの助成金額の上限は、検査ごとに次のとおりとする。

但し、対象経費が助成金額を下回る場合は、百円単位を切り捨てた金額とする。

- (1) 脳ドック 1万5千円
- (2) 脳ドック VSRAD 検査 2万円
- (3) 心臓ドック 1万5千円

(助成対象経費)

#### 第6条

助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象検査の受診費用
- (2) 事業者が負担した費用

(助成対象外経費)

#### 第7条

助成対象外経費は、次のとおり（以下一例）とする。

- (1) 従業員等が負担した費用
- (2) 助成対象期間外に受診した費用
- (3) 派遣労働者が受診した費用
- (4) 受診後に被保険者となった者（出向受入した者を含む）の費用

(助成金の申請)

#### 第8条

検査の受診が完了した事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

- (1) 脳・心臓ドック受診助成金交付申請書（様式1）
- (2) 脳・心臓ドック受診一覧（様式2）
- (3) 助成対象経費に係る領収書の写し
- (4) 受診内容が記された診療明細書の写し又は請求書の写し
- (5) 雇用形態に応じて次の何れかの書類
  - ア 正規（非）雇用：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - イ 非正規雇用で雇用保険被保険者の適用除外者：適用除外であることを証する書類
  - ウ 法人役員で雇用保険被保険者でない者：履歴事項全部証明書の写し

エ 法人役員で雇用保険被保険者である者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

オ 出向者：出向契約書の写し

(6) 入金口座登録書（既に提出済の場合は不要、登録内容が不明の場合は提出）

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

（提出書類の要件）

## 第9条

前条に定める提出書類は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 領収書の発行日は、助成対象期間内に発行されたものであること。
- (2) 出向契約書は、当該従業員等の氏名及び期間が明示されていること。
- (3) 診療明細書及び請求書は、助成対象期間内に発行されたものであること。

（助成金の支払い）

## 第10条

愛ト協は、第8条による申請を受け、その内容が適当と認める場合は、助成金の支払いを決定する。

（助成金の交付）

## 第11条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

但し、国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することができる。

（助成金の返還等）

## 第12条

愛ト協は、事業者が次の各号の何れかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 愛ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を

定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

3 事業者は、第1項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(事業に関する報告)

#### 第13条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求めることができるものとする。

(管理台帳等の作成・保管)

#### 第14条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(雑則)

#### 第15条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成31年4月1日から施行する。

令和2年4月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。

令和4年3月22日 常任理事会にて一部変更。

令和5年3月22日 常任理事会にて一部変更。

令和6年3月21日 常任理事会にて一部変更。